



Japan External Trade Organization



外国企業にとっての貿易・投資に係わる 制度・行政手続きの問題点 ～規制・行政手続上負担と感じている点～

2016年11月21日
日本貿易振興機構(ジェトロ)

1. ビジネス環境の国際比較 – 世界銀行“Doing Business”ランキング推移と主要因

日本は、2017年の世界銀行 Doing Businessの総合ランキングにおいて全190カ国・地域中で34位。

日本の総合ランキングの推移

2016

1	ニュージーランド
2	デンマーク
3	シンガポール
4	韓国
5	香港
6	英国

2017

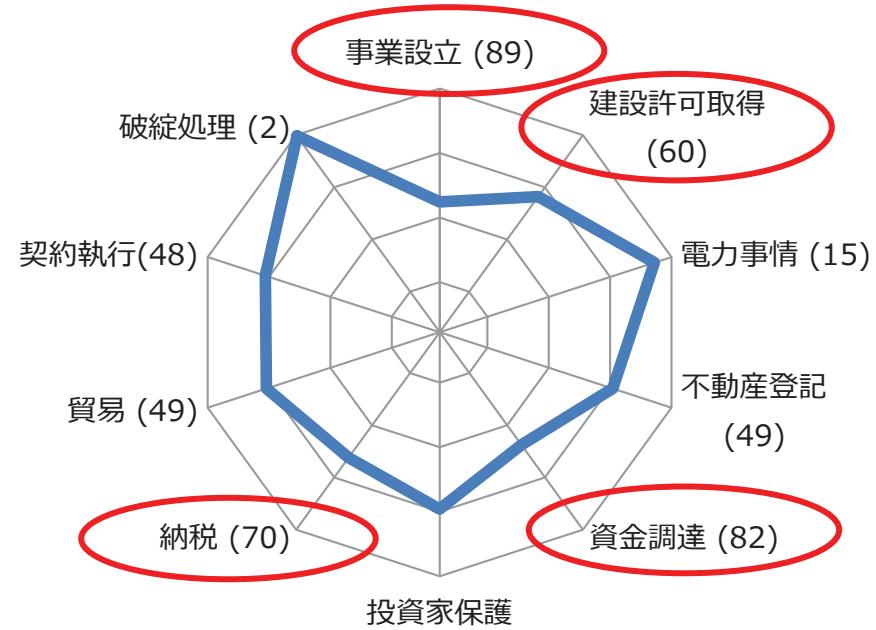
1	ニュージーランド
2	シンガポール
3	デンマーク
4	香港
5	韓国
6	ノルウェー

23	ジョージア
24	ポルトガル
25	ポーランド
26	チェコ
27	オランダ
28	フランス
29	スイス
30	スロバキア
30	スロベニア
32	日本
33	スペイン
34	アラブ首長国連邦



34 日本

日本の2017年ランキングの内訳



() 内はランキング。外縁が1位、中心が190位

世界銀行 Doing Business 2017

- ✓ 事業設立：設立に要する手続きの数、時間、コストを評価
- ✓ 資金調達：「債権者・債務者の権利保障状況」、「信用情報の充実度(カバレッジ、入手しやすさ)」等を評価
- ✓ 納税：税額、税率、申告準備に要する時間等を評価
- ✓ 建設許可取得：許可取得に要する手続きの数、時間、コスト等を評価

1. ビジネス環境の国際比較 – 世界銀行“Doing Business”ランキング推移と主要因

行政手続に要する時間・コストが課題

他国と比較した日本の行政手続に要する時間

手続に要する時間	日本	OECD平均※	日本/ OECD平均※
起業(日数)	11.2	8.2	1.4
納税・社会保険等 に要する時間 (時間/年)	175	168.4	1.0
建設許可(日数)	197	147.2	1.3
通関(輸出・時間)	22.6	12.4	1.8
通関(輸入・時間)	39.6	10.1	3.9

※日本を除くOECD加盟国の平均

他国と比較した日本の行政手続に要するコスト

手続きに要するコスト	日本	OECD平均※	日本/ OECD平均※
起業	7.5	3.9	1.9
納税・社会保険等	48.9	41.0	1.2
建設許可	0.5	1.9	0.3
通関(輸出・米ドル)	264.9	160.8	1.6
通関(輸入・米ドル)	299.2	136.1	2.2

※日本を除くOECD加盟国の平均

1. ビジネス環境の国際比較 – 世界銀行“Doing Business”ランキング推移と主要因

年	総合ランキン グ	事業設立	建設許可取得	資金調達	納税	貿易
2017	34	89	60	82	70	49
2016 (改訂後)	32	81	58	78	71	49
2016 (当初)	34	81	68	79	121	52
評価項目 概要 (2017)		<ul style="list-style-type: none"> ・手続き数 ・所要日数 ・手続きコスト ・最低資本金 	<ul style="list-style-type: none"> ・手続き数 ・所要日数 ・コスト(建物(保税倉庫)の価値に対する%) ・建物の品質コントロール指標(0-15) 	<ul style="list-style-type: none"> ・法的権利の強さ指標(0-12) ・信用情報の充実度(0-8) ・信用情報機関のカバレッジ(%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・納税項目数 ・所要時間 ・全体的な税率 	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出入における書類手続き(コスト、時間) ・輸出入における国境・港湾での税関検査等(コスト、時間)
備考		<p>日本は、社印作成、定款(参考)手続き日数作成・認証、登記書類作成、開業届出等手続が多く、時間とコストがかかると評価されている模様。</p> <p>(参考)手続き日数 ・日本:11.2日 ・ニュージーランド:0.5日</p>	<p>日本:197日 ・韓国:28日</p>	<p>・「法的権利の強さ」は法律により、債権者と債務者の権利がどの程度保障されているかを評価。双方の権利が保障されているほど資金調達が容易。</p> <p>・「信用情報の充実度」は、民間または公的信用情報機関を通じて入手できる信用情報のカバレッジ範囲、情報入手のしやすさを評価。</p>	<p>(参考)納税項目数 日本:14項目 香港:3項目</p> <p>(参考)所要時間 日本:175時間 ルクセンブルク:55時間</p> <p>・日本の所要時間は改善 (204時間→175時間)</p>	<p>経済統合・連携が進み、関税や輸入制限が減少したため、関税率や輸入制限よりもさらに実質的な障害である手続きコスト(手続き面での所要日数等)に重点。</p> <p>(参考:輸出) 日本23時間 (0の国が18カ国あり)</p> <p>(参考:輸入) 日本40時間 (0の国が25カ国あり)</p>

世界銀行 Doing Business 2017

※評価方法は、1位の国を元に作成された「ベスト・プラクティス」(Report内では"Fronteer"と呼ばれる)に対し、それぞれの国の制度がどの程度乖離しているかを評価している ("Distance to Fronteer")

2. 外資系企業にとってのビジネス阻害要因 — ジェトロのアンケート調査より —

日本のビジネス環境は改善するも、行政手続き・許認可等についてはより一層の改善が必要

- 在日外資系企業が日本でビジネスを行う上での阻害要因について、前回1位の「行政手続き・許認可等の複雑さ」は、今回のアンケート調査では約9ポイント減少し、4位に留まった。
- 今回のアンケート調査における阻害要因の1位は、「人材確保の難しさ」。それに続き、「外国語によるコミュニケーションの難しさ」、「ビジネスコストの高さ」、「行政手続き・許認可制度の複雑さ」が上位に。

阻害要因トップ5 2013年調査、2015年調査および2016年調査の比較

順位	2013年調査	2015年調査 (比率)	2016年調査 (比率)
1位	ビジネスコストの高さ	行政手続き・ 許認可制度の厳しさ 46.3%	人材確保の難しさ 48.2%
2位	日本市場の特殊性	人材確保の厳しさ 44.9%	外国語によるコミュ ニケーションの難しさ (ビジネス面) 42.3%
3位	外国語によるコミュ ニケーションの厳しさ	外国語によるコミュ ニケーションの厳しさ 44.2%	ビジネスコストの高さ 38.2%
4位	行政手続き・ 許認可制度の厳しさ	日本市場の特殊性 35.4%	行政手続き・ 許認可制度の複雑さ 37.5%
5位	人材確保の厳しさ	ビジネスコストの高さ 34.2%	日本でのビジネスの特殊性 37.0%

(注) 2013年は、調査方法が異なるため比率(%)は表示しない。

2. 外資系企業にとってのビジネス阻害要因 — ジェトロのアンケート調査より —

- 「行政手続き・許認可等の複雑さ」の詳細として、「在留資格（ビザ）」、「税務（法人税、住民税）」、「製品の安全基準」等の手続きに関し、「手続きの複雑さ」や「規制の多さ・許認可制度の厳しさ」、「規制・制度の国際的不調和」、「オンライン化の遅れ」について改善を望む声が多い。

阻害要因に関する手続き制度	会社登記に関する手続き（定款認証等）	阻害要因							合計	
		行政手続きの複雑さ	規制の多さ・許認可制度の厳しさ	規制・許認可制度の国際的不調和(互換性のなさ)	申請窓口の不明瞭さ	優遇制度情報・支援サービス不足	手続きのオンライン化の遅れ	その他		
	会社登記に関する手続き（定款認証等）	13	5	0	1	1	4	0	1	25
	税務に関する手続き（法人税・住民税等）	19	7	7	3	8	7	1	0	52
	社会保険に関する手続き（雇用保険、年金等）	12	6	3	9	1	7	0	0	38
	労務に関する手続き（36協定、就業規則等）	13	10	7	3	2	0	1	1	37
	在留資格（ビザ）に関する手続き	15	15	8	4	3	8	1	0	54
	知的財産に関する手続き（出願、審査等）	6	3	1	2	2	3	1	0	18
	貿易に関する手続き（関税、輸出入申告等）	6	9	10	2	4	5	0	1	37
	建設許可等の手続き	3	6	2	2	1	3	0	0	17
	環境規制に関する手続き（環境アセスメント等）	1	3	4	1	1	0	0	0	10
	製品の安全基準等に関する手続き	5	19	16	3	1	4	2	0	50
	その他	7	8	6	3	5	4	5	0	38
	未選択	5	4	0	3	2	3	0	198	215
	合計	105	95	64	36	31	48	11	201	591

3. 外国企業にとっての貿易・投資に係わる制度・行政手続きの問題点－外国企業の声

(1) 手続き自体の問題

① 所要日数

➤ 事業設立(会社登記) :

- ・社印作成、定款作成・認証、登記書類作成、開業届出等手続が多い。
- ・外国法人や日本に居住していない代表者が、資本金払込のために必要な日本国内の銀行口座の開設が困難。
- ・日本に住所がない外国人の場合、印鑑証明の代りにサイン証明書が必要だが、取得できる場所が本人の国籍国か日本(日本における領事)に限定されている。

➤ 納税 :

- ・納税項目、所要時間が多い(納税項目:日本14項目、香港3項目／所要時間:日本175時間、ルクセンブルク55時間)。

3. 外国企業にとっての貿易・投資に係わる制度・行政手続きの問題点－外国企業の声

(1) 手続き自体の問題

① 所要日数

➤ 通関：

・書類手続き、税関検査：必要となる他法令の許認可も得ていて輸入上問題はなく、関税率も決まっているのにHSコードの分類の税關との協議に時間がかかり、輸入開始や通關手続きが遅延することがある。

・入港・搬入から輸入許可までの所要時間：世界銀行のレポートDoing Businessによると、日本の輸入にかかる手続き(Time to import: Border compliance)は48時間、OECD High Income国の平均9時間を大幅に上回っている。

・通關所要時間：税關が発表した通關所要時間(税關への輸入申告から輸入許可までの所要時間)の平均は、海上貨物で2.4時間、航空貨物では、0.3時間。一方、船舶・航空機の入港・搬入を経て輸入許可までの総所要時間の平均をみると、海上貨物で59.5時間(前回調査は60.7時間)、航空貨物で12.8時間(前回調査は13.4時間)。海上貨物・航空貨物ともに前回調査から短縮されているが、入港、搬入に改善の余地あり。

3. 外国企業にとっての貿易・投資に係わる制度・行政手続きの問題点－外国企業の声

(1) 手続き自体の問題

② 電子申請の普及の遅れ

- 会社登記: オンライン申請が可能であるものの、専用ソフトウェアのダウンロードや電子署名を取得する必要があるなど、利便性が低い。
- 在留資格手続: 在留資格の認定取得や更新手続がオンライン化されておらず、窓口に出向いて申請手続をしなければならない。申請から認定までに時間がかかる。
- 特定原産地証明書の発給及び受領は全国25カ所の発給申請商工会議所に限られている。オンライン申請できるが、受領は窓口か郵送のみ。全国には515の商工会議所があり、最寄りの商工会議所での受領あるいは電子受領が可能になれば効率化となる。
- 貿易管理のオンライン化: 外国為替及び外国貿易法に基づく輸出入許可・承認等の申請から税関への通関申告を電子化したシステムであるNACCS貿易管理サブシステムは、ペーパーレス化によるコスト削減にも資するがまだ普及しているとはいえない現状。

3. 外国企業にとっての貿易・投資に係わる制度・行政手続きの問題点－外国企業の声

(1) 手続き自体の問題

③ 英文書類の不受理

- 会社登記: 登記申請の際に添付する外国の登記簿謄本・宣誓供述書等の翻訳は、全体の翻訳が求められるが、当該登記に必要な範囲に限ってもらいたい。
- 在留資格手続: 申請の際に添付する資料で、大学の卒業証明書や履歴書は英語であれば、実務上、翻訳不要で受理されるが、会社案内や事業計画書等の資料は後刻和訳を求められることがあり、審査が遅延することがある。
- インボイスやパッキングリスト等主要な貿易書類以外の確認資料(例:HSコードの事前教示関係資料)は和訳が求められることがあり、輸出入者の大きな負担となっている。せめて英語のものはそのまま受理されれば効率化につながる。

3. 外国企業にとっての貿易・投資に係わる制度・行政手続きの問題点－外国企業の声

(1) 手続き自体の問題

④他法令許認可申請から取得までのオンライン化、NACCSへの統合

経済産業省の貿易管理サブシステムなど、輸出入に関する主要な許認可申請は既にオンライン化されており、かつ税関の輸出入・港湾関連情報処理システム(Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System: NACCS)に統合されている。しかし、まだ薬事などの許認可申請や取得がオンライン化されていなかったり、NACCSに統合されていないものもある。

⑤輸入割当・関税割当

輸入割当については平成19年3月5日経済産業省告示49号による輸入公表の大改正(2007年4月施行)により残すところ水産物とモントリオール議定書附属書に定めるオゾン層破壊物質等のみとなった。一方、関税割当については、農産品を中心に依然多くの品目が残る。加えて経済連携協定ごとの関税割当制度もあり複雑かつ煩雑で、新規の割当獲得が難しいものも多い。

3. 外国企業にとっての貿易・投資に係わる制度・行政手続きの問題点－外国企業の声

(1) 手続き自体の問題

⑥ 規則の硬直性

- 在留資格手続: 帰同者に関する在留資格の要件が厳しいため、外国人材を日本に呼び込みにくい。(例:配偶者の就労が週28時間以内に制限。メイド、ベビーシッターのビザ取得ができない。)
- 建設業許可(経営業務管理責任者用件): 役員のうち最低1名が、許可を受けようとしている建設業に関し、5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有することが求められており、人事配置上、大きな制約となっている。
- 通関: HSコードについて、日本だけ異なるコードとされることがある。他国では一つのシリーズの商品として申告し、全て同様の分類として認められているものでも、日本ではサイズによって別のHSコードを使用するように判断されることがある。様々な商品をセットにしたギフトも、海外では一つのHSコードでよいが、日本では商品ごとにHSコードを使用するように指導される。
- 現行の入管法・行政では、現地拠点の有無にかかわらず、日本のサービス産業企業が現地スタッフ用に新たに自社でビザを取り、日本の店舗で雇用または研修させるのが困難な状況。たとえば、一般的な店舗営業で外国人を就業させる場合、接客業務でビザの新規取得は不可。調理業務としてのビザ発給要件は、自国の料理を調理すること(中国人なら中華料理、タイ人ならタイ料理)であるため、和食では就業することはできず、和食業態で海外展開する企業は基本的に外国人を国内店舗で就労させることが出来ない状況。

3. 外国企業にとっての貿易・投資に係わる制度・行政手続きの問題点－外国企業の声

(2) インフラに係わる問題

① 高い港湾・空港料金

港では、入港料、岸壁使用料、係船浮標使用料、荷役機械使用料、とん税、特別とん税、水先料、通船料金、綱取放料金、曳船料金等、空港でも、着陸料、停留料、施設使用料等が発生する。港湾は常に混雑しており、航空機の運行時間には制限がある。

② Back to Back原産地証明発行機関の不在

日アセアンEPAでは、ある締約国(締約国A)から輸出された原産品が他の締約国(締約国B)を経由してさらに別の締約国(締約国C)に輸入される場合に、経由国である締約国Bにおいて貨物に対して何ら加工がなされず、締約国Aで得た原産資格が何ら変更しない場合に、締約国Bの原産地証明書の発給機関によりBack-to-Back原産地証明書を発給することができる旨規定されている。日本ではEPAに基づく特定原産地証明書を発給するのは日本商工会議所だが、日本において貨物に対して何ら加工がなされず、当初の輸出締約国で得た原産資格が何ら変更していないことを確認することが実務上困難であることを理由に、Back-to-Back原産地証明書を発給していない。このため日本ではBack-to-Back原産地証明書の発給機関が不在となっている。

3. 外国企業にとっての貿易・投資に係わる制度・行政手続きの問題点－外国企業の声

(3)付随する制度・規則の問題

①相互承認・規制のハーモナイゼーション

➢ 安全基準、認証手続き

▪ JIS規格: JIS規格は国際規格(IEC)をベースに、日本独自のデビエーション(修正)が付加されている。国際規格の変更のJISへの反映を迅速に行ってもらいたい。日本独自のデビエーションを解消するか、内容を英語で明確にしてほしい。

➢輸出入通関時、関税法、関税定率法、関税暫定措置法等の関税関係法令以外にも、外国為替及び外国貿易法、植物防疫法、家畜伝染病予防法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、食品衛生法等、輸出で13個、輸入で29個の法律(他法令)が関係し、これらの法令に規定する許認可、検査の終了、条件の具備等を税関で証明しなければ輸出入が許可されない。

日本では医薬品や食品の規制作りにおいて、独自の発展を遂げてきた歴史があり、成分や基準等で諸外国との互換性に乏しい。通関時に求められる規制以外でも、国内販売時における電器・通信機器の規格や製品安全の基準も同様である。

今後、輸出国当局で一旦許可がなされた製品に対して、日本でもそのまま適用される相互承認制度の構築が必要である。

3. 外国企業にとっての貿易・投資に係わる制度・行政手続きの問題点－外国企業の声

(3)付随する制度・規則の問題

②食品に関する規制

➢ 添加物及び酵素承認の不透明性

- ・日本で使用が承認されている添加物及び酵素は国際的に承認されているものとの相違が大きい。
日本の認可制度は、承認されるまでの期間や必要とされる資料の予見性がなく、より迅速、かつ、より透明性を持つべきである。

ジェトロの組織概要

70カ所を超える海外事務所ならびに本部(東京)、大阪本部、アジア経済研究所および国内事務所をあわせ約40の国内拠点から成る国内外ネットワークをフルに活用し、対日直接投資の促進、日本の農林水産物・食品の輸出や中堅・中小企業等の海外展開支援に取り組むとともに、調査や研究を通じ我が国企業活動や通商政策に貢献します。

名 称：日本貿易振興機構(英文名称 JETRO: Japan External Trade Organization)

設 立：平成15年10月1日（※旧「日本貿易振興会」は昭和33年設立）

職員数：1,769名（平成28年11月現在）

　　国内1,033名、海外736名（うちナショナルスタッフ446名）

拠 点：本部(東京)、大阪本部、アジア経済研究所

　　海外事務所(55カ国、74カ所)

　　国内事務所(貿易情報センター(43カ所))

業務内容：(1) 海外からの対日直接投資の促進

(2) 日本の農林水産物・食品の輸出促進

(3) 日本の中堅・中小企業等の海外展開支援

(4) 我が国企業活動や通商政策への貢献

ジェトロの海外ネットワーク

55カ国、74事務所（2016年11月1日現在）



【アジア】 15カ国・26事務所

【中南米】 9カ国・9事務所

【ロシア・CIS】 2カ国・3事務所

【中 東】 5カ国・5事務所

【北 米】 2カ国・8事務所

【欧 州】 13カ国・14事務所

【大洋州】 2カ国・2事務所

【アフリカ】 7カ国・7事務所

※2014年度の新設はビエンチャン・ラオス(4月)、成都・中国(11月)、ラバト・モロッコ(12月)

2015年度に欧州の3事務所(コペンハーゲン、ヘルシンキ、ストックホルム)を閉鎖(9月末)、アディスアベバ事務所を開設(3月)

ジェトロの国内ネットワーク

◆近年のセンター設置年

順番	事務所	設置年
1	福岡	1952年
:	:	:
30	愛媛	1991年
31	福島	1993年
32	秋田	1994年
33	鳥取	1996年
34	大分	1997年
35	千葉	1998年
36	岐阜	1999年
37	山梨	2013年
38	浜松	2014年
39	佐賀	2014年
40	茨城	2014年
41	京都	2015年
42	栃木	2015年
43	宮崎	2015年

佐賀貿易情報センター

2014年4月、39番目の貿易情報センターとして開設

宮崎貿易情報センター

2015年10月、43番目の貿易情報センターとして開設

◆複数の拠点を設置している県

福岡県:福岡貿易情報センター

北九州貿易情報センター

静岡県:静岡貿易情報センター

浜松貿易情報センター

長野県:長野貿易情報センター

諏訪支所

山梨貿易情報センター

2013年4月、14年ぶりに37番目の貿易情報センターとして開設

京都貿易情報センター

2015年1月、41番目の貿易情報センターとして開設

浜松貿易情報センター

2014年4月、38番目の貿易情報センターとして開設

★ 大阪本部

● 地域統括センター

栃木貿易情報センター

2015年4月、42番目の貿易情報センターとして開設

茨城貿易情報センター

2014年6月、40番目の貿易情報センターとして開設

ジェトロが拠点を有する都道府県
(オレンジに色づけ)

